

議 案 第 76 号

松戸市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

相模台地区土地区画整理事業に係る会計を特別会計として設置することにより、当該事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。

松戸市特別会計条例の一部を改正する条例

松戸市特別会計条例（昭和３９年松戸市条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（設置） 第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０９条第２項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。 (1)～(7) （略）	（設置） 第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０９条第２項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。 (1)～(7) （略） <u>(8) 松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計 土地区画整理事業</u>

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。